

令和7年度 奄美市WEBマーケター養成業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、奄美市WEBマーケター養成業務委託の契約候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

奄美市WEBマーケター養成業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙1「奄美市WEBマーケター養成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき、講習会計画・運営と実施期間の個別フォローに係る業務を行う。

(3) 契約期間

契約締結日～令和8年3月15日(日)

(4) 提案上限額

事業費 1,500千円（消費税等含む）

3. スケジュール

本業務に係るスケジュールは次のとおりである。

なお、スケジュールが変更になる場合は、電子メールにてその旨を通知する。

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 公募開始         | 令和7年7月15日（火）                |
| 質問書受付期間      | 令和7年7月17日（木）から7月28日（月）17時まで |
| 質問書回答        | 令和7年7月31日（木）                |
| 参加申込・企画提案書〆切 | 令和7年8月6日（水）17時まで（必着）        |
| 選定審査         | 令和7年8月中旬                    |
| 選定結果通知       | 令和7年8月中旬から下旬                |

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザル実施に係る公告の日から契約締結の日までの間において、奄美市の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治体に対し、本業務と同種・類似の業務を行った実績があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 自社の社員や役員等が、奄美市暴力団排除条例（平成25年奄美市条例第7号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

## 5. 参加申し込み

### (1) 参加申し込みの受付

#### ア 提出書類

##### ① 応募申込書【様式1】

##### ② 企画提案書（任意様式、A4判縦横自由、20ページ以内）

企画提案書の記載に当たっては、次の各項目の記述を必須とする。

- ・「仕様書」における実施内容
- ・「仕様書」における実施体制
- ・「仕様書」における業務スケジュール
- ・見積（企画提案の為に設定した金額であり、実際の契約金額と異なる場合がある）

##### ③ その他

- ・市町村民税、消費税、地方消費税等の納税証明書
- ・会社概要【様式2】
- ・「別添仕様書」に関連する活動実績【様式2-2】

イ 提出部数 正本1部、副本5部

ウ 提出期限 令和7年8月6日（水）17時必着

エ 提出先 「13 担当部署」に提出すること

オ 提出方法 直接持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、記録の残る送付方法（簡易書留等）で提出すること。

## 6. 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

#### ア 提出書類

##### 質問票【様式3】

#### イ 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

※電子メール送信後、必ず電話にて受信の確認をすること。

#### ウ 受付期限

令和7年7月28日（月）17時（必着）

#### エ 提出先

「13 担当部署」に提出すること。

### (2) 回答方法

提出された全ての質問をまとめて、令和7年7月31日（木）までに電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

## 7. 選定方法

- (1) 選定委員会における書類審査及び面接審査（オンラインを含む。以下同じ。）により選定します。
- (2) 面接審査は、企画提案者が企画提案書を用いて説明（15分程度）を行った後、質疑応答（10分程度）を行うものとする。
- (3) 面接日時等は令和7年8月中旬に実施予定（日時等は後日お知らせします。）

## 8 審査・評価の考え方

本業務委託に係る企画提案に選定基準について、原則として、次の評価項目毎に、各配点により採点する。

### (1) 基本項目（配点60点）

本業務の目的及び背景について適切に把握し、具体的かつ効果的な提案であるか。

### (2) 業務実施能力（配点30点）

本業務を実施するにあたり、類似業務に従事した経験があり、十分な能力があるか。また、実施体制は適正であるか。

### (3) 収支計画（配点10点）

本業務を実施するにあたり、収支計画は妥当であるか。

## 9 参加の辞退

企画提案書等提出後に辞退する場合は、速やかに「13 担当部署」に電話連絡を行うこと。

## 10. 失格事項

企画提案書等を提出した参加者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1)参加資格要件を満たしていない者
- (2)提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (3)提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4)見積書の金額が「2（4）提案上限額」を超過した場合
- (5)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6)選定の公平性を害する行為があった場合
- (7)その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

## 11. 契約候補者との協議及び契約

契約候補者との契約に当たっては、選定された提案内容を基に細部について市と協議し、「2（4）提案上限額」内で業務内容及び契約金額を決定した上で締結する。

なお、申込みが1者の場合であっても、審査を実施する。

契約候補者との協議が整った時点で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を参考に随意契

約を締結するものとする。

## 12. その他留意事項

- (1) 企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提出期限後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (4) 企画提案書等、本プロポーザルに係るすべての提出書類は返却しない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奄美市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

## 13. 担当部署

奄美市商工政策課しごと政策係 担当：山下

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

電話：0997-52-1111 内線5305

E-mail：work@city.amami.lg.jp